

高知家庭裁判所委員会（第38回）議事概要

1 開催日時

令和5年6月29日（木）午後2時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

伊藤寿（委員長）、植村浩史、片山真人、清水紀一郎、杉本雅敏、谷脇澄男、千頭哲、中島香織（五十音順、敬称略）

（事務担当者）

事務局長、首席家裁調査官、主任家裁調査官、首席書記官、訟廷管理官、総務課長、総務課課長補佐

4 テーマ

少年事件調査における教育的措置について

5 議事

(1) テーマに関する説明等

清水委員から少年審判手続について、主任家庭裁判所調査官から少年事件調査における教育的措置について、それぞれ資料を基に説明を行った後、少年審判廷を見学した。

(3) 意見交換

（◎委員長、○委員（裁判所委員を除く）、●裁判所委員、■事務担当者）

◎ それでは意見交換に移りたいと思います。テーマに関する説明等を聞いた感想や意見交換の前提となる質問でも構いませんので、委員の皆様の御意見をお伺いいたします。

○ 率直に、今まで行ってきた教育的措置の現状について、裁判所としてどのような課題があるとお考えでしょうか。

■ これまでの教育的措置について、何か問題があったということではありませんが、時代が変わり、子供世代も親世代もSNSの使い方についてよく指摘され、各方面から問題視されることが多くなっています。普段の生活に問題のない少年でも、裸の写真をSNSに載せてしまい、急に事件にされて驚く、というようなことが起きています。

◎ 身柄付き補導委託中は、少年のスマートフォンはどうしていますか。

■ 親に預かってもらったり、そのまま使わせたりと、対応は様々です。

◎ 親や調査官が、少年のスマートフォンの中身を見たりしていますか。

■ それはしていません。

○ SNSについては、危ないものであることを前提に、使っていくしかないと思います。例えば、通信会社等に依頼し、保護者も参加する形でネットリテラシーの講習を受けさせるとか、子供がゲームにのめり込んでいるのであれば、親も一緒にそのゲームを体験し、どのようなものであるかを親子で一緒に共有することも有効ではないでしょうか。

○ 私は、この問題は、裁判所の扱う範囲を超えており、教育現場で取り組むべき課題のような気がします。何か起きてから裁判所が関与するというだけでは解決するのは無理ではないでしょうか。

○ 私のところでは、学校の先生を集めて講習をしています。子供が犯罪者や被害者になるケースを学んでもらい、教育現場で役立ててもらっています。高知では今こういう犯罪が起きているということを先生に知ってもらうことが大事だと思います。中学校に職員を派遣して講習を行う等、法教育に力を入れています。

◎ 一度整理しますけれども、事件として係属して初めて裁判所は教育的措置等を取ることができるようになり、それ以前の時点で積極的に介入することはできませんが、これまでの御意見は、非常に大事な視点だと思います。

○ 子供がIT機器を使えるようになると、親は手放しに誉めてしまいます。すると、嬉しくて増々上手に使いこなせるようになりますが、やがてそれを

悪用することもあると思います。武道では、まず初めに、人を殴ってはいけないというところから教えますが、SNSについてもそのようなことが大事かと思います。

- ◎ まったくそのとおりだと思います。さて、他に何かございませんでしょうか。
- 成人の場合は、再び犯罪を犯す人が多いのですが、未成年の場合は、不処分や審判不開始となったが再非行してしまう少年が、どれくらいいるのでしょうか。
- 少年の再犯・再非行率はデータがなくお答えできませんが、私の感覚的には決して多くはないと思います。更生できない少年もいるのですが、裁判所に二度と来ない少年の方が多いので、それなりに教育的措置の効果はあると思っています。
- 私も同じです。任地での3年間で、またあの子が来たと思ったことはそんなに多くありません。
- 付添人を経験しましたが、少年は変わることができると思っています。少年事件になれば、親や学校の先生などサポートできる人と一緒に、うまくいかなかったときにどうするかも含めた支援プランを立て、全員でやれることを全部やりますが、成人に比べて少年は変わりやすい、効果が出やすいと感じます。
- ◎ 成人であれば、まず検察庁で起訴するかを決めますが、未成年者であれば、全件家庭裁判所に送られてきて処遇を判断することになりますので、家庭裁判所は非常に重要な役目を担っていると思っています。少年の成長過程において教育的措置が行われることで、多くの少年は非行から立ち直っていると認識しています。貴重な御指摘ありがとうございました。
- 意見交換事項2において、「特定少年」と限定して問題にしている理由を教えてください。また、効果がなくてやめてしまった教育的措置があれば教えてください。

- 「特定少年」と限定したのは、法改正がされたことが一番の理由です。例えば、損害倍書請求があれば、自らが対応しなければならないなど、これまでと変わっているので、何か特別な働きかけが考えられるかどうかということをお伺いしたいと考えました。
- そうであれば、これまでと同じく、特定少年についても、教育現場において教育することが大事だと思います。
- それから、やめてしまった教育的措置はあるかという質問ですが、少年の保護者を集めて意見交換する保護者の会というものを全国的に実施していた時期がありましたが、高知ではされていませんでした。効果がないからなのかは分かりませんが、個人情報を話さなくなった時代になり、それぞれの家庭の事情等をみんなで共有するということが難しくなったからかもしれません。
- 効果がなかったものがあるか、という質問の趣旨は、効果測定がされているか、ということです。最初の説明を聞いていて、切手を整理することや清掃活動を行うことが、少年の心を入れ替えるということと繋がらなかったのも、それぞれのメニューについて効果測定をしなくてはいけないのではないかと思いました。
- 効果測定の方法として、アンケートを実施しています。ただ、アンケートは審判前にしていることから、どうしてもよく見せようとしているところはあると思いますので、効果測定の精度については分かりませんが、家裁調査官が同席して活動の様子を観察し、実際にはどうだったかを把握するようにはしています。
- 効果測定より前の話になりますが、少年の立ち直り計画のようなものを立てたりするのでしょうか。
- 家裁調査官が少年と面談し、どういう少年であるかをしっかり見て、裁判官とも相談し、効果がありそうな教育的措置を考え、保護者に説明しながら実施しているので、そういった意味では計画的に行っています。

- 効果測定も大事だし、それが難しいこともよく分かります。少年の中には、切手を見たことがない人もいるので、メニューは豊富にある方がよいと思います。少年には、自分のした活動を認めてもらえる体験の機会があることが大事です。効果が出るのは大人になってからかもしれませんが。
- 特定少年は、学校に戻るのではなく、就労することの方が多いと思います。農業等を体験してもらったこともあります。
- ◎ 本日は貴重な御意見・御提言をいただき、ありがとうございました。

(4) 次回の予定

ア 開催日

令和6年1月31日（水）

イ テーマ

防災について

ウ 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

エ 開催方法

地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催